

文與前同』と、されは牌面の文字は必らずしも一定の國語を以てせず、或は漢字、或は蒙古語（蒙古語にても拔思巴文字なるあり、又たウキグル文字なるもあり）を以てしたるか如く、後には主として拔思巴文字によりたるか如きも、尙ほ同一牌面に漢、拔兩字を併せ用うるものあるを見れば、此點に就いては嚴密なる定制はあらさりしならんか、而して牌を有せるものゝ個々の特權は、決して二三學者の想像するか如く此牌面に記るされしに非ず、別之に伴なふ特許狀の如きものありて、其條項を記載したるなり『其給驛傳璽書、謂之鋪馬聖旨』（元史兵志）といへる鋪馬聖旨は即ちこれにして元史に文字牌面と區別して記るせるも亦之か爲なり、アルメニアの史家はセンパルドの蒙哥に會せし顛末を記して『蒙古人は彼に與ふるに大汗親から神の名を書きし金牌を與へぬ……更にまた彼の爲めに一種の特許狀を附與せり、これ Jarlekh と稱するものなり』と（ユール、マルコポロ卷三五二頁）Jarlekh は蒙古語 jarlekh なるか如く元史語解に札爾拉克齊（元史卷九十九に札里赤と作るもの）を解きて書聖旨者と云ふより見れば、札爾拉克即ち jarlekh は聖旨なる意味ならざる可からず、今も土耳其にてサルタンの命令を稱して yarligh といふも、これもまた同一の語なること明らかなり、即ち驛傳によりて程を逐ふものは牌と之に伴なふ聖旨とを得て始めて驛馬により、驛站の供給を受く可かりしなり、此兩者の權利は實に絶對的のものにして、一たひ此の如くにし發遣せられたる使節、行旅者は凡そ蒙古領内何つれの地、何つれの汗國たるを問はず、大汗より許可せられたる權利を行使するを得たりき、此の如きと共に、一方他の汗國よりして同様の許可を得たるものはまた同一權利を具有するものなりき、假令は西方ウラル河邊より東方に向ふものは拔都汗國の許可を得て蒙古領の何つれの地にも驛傳を用うるを得しか如し、カルピニ、ルブルキー等の如き即ち之れにして拔都の附與したる權利か如何に察合台、窩濶台各汗國及